

市政記者各位

財政局税務部課税企画課

## 令和6年度個人市県民税の課税計算誤りについて

令和6年度の個人市県民税の課税において、専従者給与（※）とパート収入などの給与がある一部の方について、本来行うべき給与の合計を行っていなかったため、課税計算が誤っていることが判明しました。

対象者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

（※）専従者給与とは、個人事業を営む納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が、納税者の事業に従事した際に受け取る給与のことをいいます。

### 1 経緯及び原因

令和7年1月に区役所において個人事業者の方から市県民税の課税についての相談があり、相談者の事業専従者の課税状況を確認したところ、給与の一部が合計されず課税計算に反映していないことが判明しました。

原因を調査したところ、給与収入等の合計内容を確認するためのリストについて、システム改修を行った結果、リストの出力条件の設定誤りによりリストが作成されず、合計処理が漏れたものです。

### 2 対象者数及び税額

- (1) 新規・追加課税 93人 課税合計 1,920,400円（最高額80,000円）  
(2) 非課税（税額なし） 134人

### 3 対応状況及び今後の対応

新規・追加課税となる方には、各区課税課よりお詫び文書を送付済みであり、改めて、令和7年6月に納税通知書を送付予定です。

### 4 再発防止

令和7年度以降の課税処理にあたっては、出力条件の見直しによりリストを出力することで対象者を把握し、合計処理の確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。

### 5 他制度への影響

今回の課税計算誤りにより、個人市県民税の所得情報等を使用する国民健康保険料や介護保険料など他制度への影響が生じるため、各制度所管部署において、調査の上、影響が生じる方については個別に対応を行ってまいります。

＜主な制度への影響見込み＞

- (1) 国民健康保険料への影響（追加徴収見込み） 71人 約183万円  
(2) 介護保険料への影響（追加徴収見込み） 14人 約36万円

#### 【問い合わせ先】

財政局税務部課税企画課 萩野  
TEL：092-711-4209（内線1620）